

公 協 第 1 4 号

平成29年8月7日

(一社) 千葉県臨床検査技師会会長 様

千葉県公衆衛生協会

会長 安達元明

(公印省略)

平成29年度(第56回)千葉県公衆衛生学会演題等募集について(通知)

日頃、当協会の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

千葉県公衆衛生学会は、公衆衛生事業に携わる者が、日常活動の業績及び研究の成果を発表し、相互の討議を行うことによって公衆衛生活動に従事する者の資質の向上を図るとともに、公衆衛生行政及び地域保健の推進を図ることを目的としており、年1回開催しています。

さて、平成29年度(第56回)千葉県公衆衛生学会につきまして平成30年2月1日(木)に千葉県文化会館において開催することといたしました。

つきましては、発表演題及び抄録を別添「平成29年度(第56回)千葉県公衆衛生学会演題募集要領」及び別紙1、2に基づき、募集いたしますので、貴所属職員の応募について御配慮願います。募集要領等は、下記URLからダウンロードもできます。

演題募集等につきましては、平成29年11月1日(水)までに、所轄健康福祉センター宛てに所定の書類を提出してください。

記

演題募集要領等 URL

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kenkouken/koushuueisei/>

千葉県公衆衛生協会事務局 蒲生
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部健康づくり支援課内
Tel 043-223-2661 Fax 043-225-0322
E-mail kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp

平成 29 年度 (第 56 回) 千葉県公衆衛生学会演題募集要領

1 演題登録

(1) 申込資格

この学会で発表できる者は、千葉県公衆衛生協会会則の目的に賛同する者である。

(2) 申込方法

この学会で発表しようとする者は、本要領及び抄録記載例(別紙2)を参照の上、所定の事項を
もれなく記載して演題登録(別紙1)及び抄録原稿を提出すること。

なお、様式はホームページからダウンロードすること。

(3) 発表者の制限

演題申込みは、原則1人1題とする。ただし、連名としての記入はこの限りではない。

(4) 倫理指針

内容が倫理的考慮を必要とする場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」【H29年
2月28日付け 28文科振第406号、厚生労働省科発0228第1号、医政発0222第1号】に留意するこ
と。

詳細についてはHP参照：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu>

*別添「倫理審査に関する募集要領変更の要点」も参照のこと

(5) 抄録原稿提出方法

抄録原稿は、原則としてメールで、下記申し込み先に提出すること。

また、保健所設置市以外の各市町村は所轄健康福祉センターで、それ以外は各団体で取りまとめの上、提出すること。

(6) 原稿提出期限

保健所設置市以外の市町村 : 平成29年11月1日(水)健康福祉センター必着
健康福祉センター及びその他関係団体 : 平成29年11月6日(月)健康づくり支援課必着

(7) 申込先

千葉県健康福祉部健康づくり支援課内 千葉県公衆衛生協会(担当:蒲生・三塚)
電話 043-223-2661 E-mail kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp

(8) 演題採択通知等

提出された演題登録及び抄録原稿をもとに演題採択の可否を審査し、平成29年11月22日
(水)までに、各団体で取りまとめをした者に採択の有無を通知する。

なお採択保留になった場合は、追加で審査資料等を提出いただき、改めて採択の可否を審査の上、後日採択の可否を通知する場合もある。

2 抄録作成の留意点

(1) 抄録原稿の書き方

ア 原稿は、記載例(別紙2)を参考に、図表を含めてA4サイズ1枚に読み易く、また分かり易いように作成すること。

イ 原稿は必ずワードで作成し、フォントは9ポイント以上、印字は黒を使用、上下余白を各20mm、左右余白を各15mm設けること。表やグラフについても上記余白内に収めること。

ウ 「演題名」のフォントは14ポイントでMS明朝(太字)とする
(字数が多い場合等は変更も可)。

- エ 「氏名(所属)」欄には最初に発表者の氏名を記載し、上付きでふりがなをふる。連名者のある場合には欄内に連記し、最後に判別可能な程度に省略した所属を()で囲んで記入すること。他に同名の所属がある等紛らわしい場合は、千葉県(市)～等識別できるように記すこと。
- オ 「発表の要旨」欄には、特に新しい点、強調したい点、公衆衛生活動に寄与と思われる点等を3行程度に簡潔にまとめること。
- カ 文中には必ず研究の目的、方法、結果を具体的に記入し、単なる予報程度、あるいは結果が書かれていないと判断される場合には、再度提出を願う場合もあること。
- キ 引用文献は記入しないこと。

(2) 抄録原稿の文体

- ア 抄録原稿は原則として日本文とする。ただし、図、表、写真の説明文は英文でもよいが分かり易くすること。
- イ 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用い統一すること(西暦と和暦や「,」と「、」などが混在しないように)。
- ウ 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられる単位、符号、略語、ならびに表現には、必ず簡単な説明を加えること。
- エ 外来語はカタカナで書き、外国人や適当な日本語訳のない術語などは原語を用いること。

3 学会の発表方法等について

(1) 学会当日の発表について

- ア 学会発表は、抄録集をもとに発表討論を行うものとする。
なお、共同研究者等が、ビデオプロジェクターを使用する場合のパワーポイントの操作は本人又は共同研究者等が行うものとする。
- イ 1題の発表時間は7分以内とし、追加発表及び討論は原則的に1演題ずつ行うものとし、その時間は3分以内とする。

(2) パワーポイントデータについて

- ア 発表用のパワーポイントのデータを当日使用するパソコンのハードディスク(協会で用意するパソコン)に事前に保存するため、**平成30年1月30日(火)までに事務局にデータを持参又は郵送すること(データ媒体は原則返却しない)**。容量が3メガバイト程度ならメールでもよい(学会当日はフラッシュメモリー又はCD等でバックアップを持参すること)。
- イ **データ媒体は可能な限り少数枚にまとめて提出すること。**
- ウ **学会当日のデータ差し替えは認めない。**
やむを得ずデータを事前に提出できない場合は、必ず連絡すること。

4 その他

- (1) **記載例に沿っていないものについて、事前の予告なく形式の変更を行うことがある。**
- (2) **抄録の取下げについては、可及的速やかに申込先に連絡すること。**
- (3) **抄録の差し替えについては、平成29年内を限りに認める。これを超えるやむを得ない事由のある場合は、平成29年12月25日までに可及的速やかに申込先に連絡すること。**
- (4) 演題申込書、抄録原稿は、「Word 2016」以前のバージョンで提出すること。学会当日、パワーポイント表示用のソフトは「PowerPoint 2016」を使用する。

第56回千葉県公衆衛生学会演題登録

演題名		
発表内容 (主たる内容事項を <input type="checkbox"/> で囲む)	母子保健・成人保健・高齢者保健福祉・栄養・精神保健・地域保健 難病・歯科保健・疫学・感染症・薬事・食品衛生・環境衛生・予防接種 防災・その他()	
発表者	所属 職・氏名	
	電話番号	
	e-mail	
プロジェクター (パワーポイント) の使用	あり ・ なし 操作者氏名	
研究にあたり 実施した調査等* 右のうち該当するもの にチェックを入れる こと	<input type="checkbox"/> 法令の規定より実施される研究 <input type="checkbox"/> 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究 <input type="checkbox"/> 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究 ①既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報 ②既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。） ③既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報	
「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の確認 研究にあたり、倫理審査委員会への附議を受けているか 又は予定しているか。	<input type="checkbox"/> 受けている（予定している） <input type="checkbox"/> 受けていない（予定していない）	
備考欄		

※ 提出は原則としてメールでお願いします。(kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp)
また、メールは開封確認メッセージを受け取るように設定してください。

* 用語の定義は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日文科科学省・厚生労働省告示、平成29年2月28日一部改正）に、解釈や手続きについては「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」によります。
法令の規程より実施される研究：ガイダンス34ページ以下参照。
試料・情報：人体から取得された試料及び研究に用いられる情報をいう。倫理指針第1章第2（7）参照。
匿名加工情報：倫理指針第1章第2（26）参照。
非識別加工情報：倫理指針第1章第2（27）参照。

記載例 (上下余白を各 20mm、左右余白を各 15mm 設け、フォント 9 以上で記入)

在宅結核検診システムの確立に向けて

タイトルは
原則 14 ポイント
MS 明朝 (太字)
中央揃え

～在宅療養者の結核検診等の実態調査～

冒頭に発表者を記入
(ルビ付)

ちばたろう
千葉太郎・習志野花子・船橋次郎【印旛健康福祉センター (印旛保健所)】
市川幸子 (佐倉市)・木更津浩・野田一郎 (佐倉地区医師会)
茂原五郎 (千葉県衛生研究所)

発表者及び共同研究者は左揃え

【要旨】

医療・福祉依存度の高い寝たきり高齢者に対し実態調査を行った結果、在宅 X 線検査を提言する

【目的】

原稿は原則として日本文 (外来語はカタカナで。日本語訳の無いものは原語)

【方法】

- 1)
- 2) 算用数字使用。単位・符号は慣用のものを用いる。
- 3)

【結果】

特殊な単位等には簡単な説明を加える

	人数	結果	所見	精検	備考
○○○○					
○○○○					
計					

【考察】

引用文献は記入しないこと